

会 議 録

審議会等の名称	令和5年度 第1回 富士市入札監視委員会																						
庶務を担当する部課等	財政部 契約検査課																						
会議の開催の日時	令和5年7月28日（金） 午後1時30分～午後3時00分																						
会議の開催の場所	消防防災庁舎3階 作戦指令室（WEB会議）																						
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札監視委員会委員 山本睦、長橋順、飯田浩恵、山田建太 ・ 工事担当者、事務局 																						
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 発注工事入札契約手続の運用状況報告について 2 案件抽出審議について 																						
配付資料	令和5年度 第1回 富士市入札監視委員会 次第、審議書																						
審議の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議対象となる工事を抽出する指定委員は、事前に飯田委員に依頼済み ・ 令和4年10月1日～令和5年3月31日までに市が発注した126件の工事に係る入札契約手続きの運用状況報告 ・ 入札参加資格停止等6件の運用状況報告 ・ 抽出案件6件についての審議 																						
審議の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注工事入札契約手続きの運用について指摘事項は無かった。 ・ 入札参加資格停止等の運用について指摘事項は無かった。 ・ 指定委員が抽出した下記案件について審議を行い、全て適正に処理されていることが確認された。（審議内容については別紙のとおり） <p><抽出案件></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No.</th> <th style="width: 70%;">工 事 名</th> <th style="width: 20%;">入札契約方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>久沢鷹岡本町333号線管路新設工事</td> <td>一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>八王子富士本線舗装補修工事</td> <td>指名競争入札</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>森島西側7号線ほか配水管布設替工事</td> <td>一般競争入札 (総合評価落札方式)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>富士北水源地さく井工事</td> <td>一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>県道鷹岡柚木線配水管布設替工事</td> <td>指名競争入札</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>沖田地区132号水路改修工事</td> <td>随意契約</td> </tr> </tbody> </table>		No.	工 事 名	入札契約方式	1	久沢鷹岡本町333号線管路新設工事	一般競争入札	2	八王子富士本線舗装補修工事	指名競争入札	3	森島西側7号線ほか配水管布設替工事	一般競争入札 (総合評価落札方式)	4	富士北水源地さく井工事	一般競争入札	5	県道鷹岡柚木線配水管布設替工事	指名競争入札	6	沖田地区132号水路改修工事	随意契約
No.	工 事 名	入札契約方式																					
1	久沢鷹岡本町333号線管路新設工事	一般競争入札																					
2	八王子富士本線舗装補修工事	指名競争入札																					
3	森島西側7号線ほか配水管布設替工事	一般競争入札 (総合評価落札方式)																					
4	富士北水源地さく井工事	一般競争入札																					
5	県道鷹岡柚木線配水管布設替工事	指名競争入札																					
6	沖田地区132号水路改修工事	随意契約																					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再苦情等が寄せられた場合は、臨時会議を開催する。 																						

(別紙) 抽出案件の審議内容

抽出事案 1 久沢鷹岡本町 3 3 3 号線管路新設工事

	質疑	応答
質問 1	1 度目の入札は予定価格超過により不調となり、3 度目の入札で入札額が半額以下になって落札となっている。入札参加業者も違うが、このような結果になったのはなぜか。	1 度目と 2 度目の入札は 2 路線分をまとめて発注していた。3 度目の入札時は、発注時期が遅くなったこともあり工期を確保できないため路線を分割して発注した。それにより予定価格も下がり、入札参加資格も土木一式 B 又は C 等級から C 又は D 等級に変わったため、入札参加業者も変わった。
質問 2	分割発注したとのことだが、まとめて発注する場合と分割発注する場合の基準はあるのか。	工事ごとの状況によって判断している。例えば、工事箇所が近接しており、それぞれ違う業者が受注すると交通規制の調整が難しくなるとき等は、まとめて発注することがある。
質問 3	分割発注をして、それぞれの工事について結果的に同じ業者が落札となったが、落札業者にとっては 2 件分の受注実績が付くのか。	受注実績は 2 件分付くことになる。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案2 八王子富士本線舗装補修工事

	質疑	応答
	なし	
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案3 森島西側7号線ほか配水管布設替工事

	質問	回答
質問1	<p>入札参加者3者のうち2者が予定価格超過だったので、結果的にこの入札においては総合評価落札方式が活かされないかたちとなった。本来は、予定価格以下失格基準価格以上の業者が何者かあった場合に活かされる方式ということではないか。</p>	<p>この入札においては2者が予定価格超過になってしまったので結果的に1者しか残らず、総合評価落札方式が活かされないかたちとなった。</p>
質問2	<p>標準点100点が全者に均等に加点されているが、標準点を設けてしまうと評価項目の点数比率が下がるので、入札結果に反映されにくくなってしまわないか。</p>	<p>標準点100点に富士市独自の評価項目による加点の22点を加えて評価をしている。総合評価落札方式というのは、業者が評価項目の加点を増やしていくよう努力してもらうことによって、建設業を取り巻く環境等を改善させていくという目的もある。</p>
質問3	<p>評価項目を重視しすぎてしまうと新規参入業者や規模の小さい業者は施工能力や社会性の加点で劣ってしまい、実績を積めないののでいつまで経ってもそこから抜け出せないのではないか。そのような業者でも評価点を高く取ることができるようになる研修等の市からの支援はあるのか。</p>	<p>現状、市の支援体制は取っていないが、富士市建設産業活性化協議会で業者との話し合いの場があるので、検討項目になることも考えられる。</p>
質問4	<p>市の独自性を発揮できるのが総合評価落札方式ではないか。どのような考えでこの評価項目と配点にしたのか。</p>	<p>配点については、「富士市発注工事における過去3か年度請負金額500万円以上の工事成績評定点の平均点」の比重が一番大きい。これは、良い工事してくれた業者にインセンティブを与えたいという面がある。それに加えて、地域貢献や防災計画で協定を結んでいるなど、市に対して協力をしてきている業者を加点の項目で拾い上げているような構成になっている。</p>
審議結果	<p>・適正に処理されていることを確認した。</p>	

抽出事案4 富士北水源地さく井工事

	質問	回答
質問1	<p>予定価格と落札額に大きい差があるが、さく井工事の積算は土木や建築と違うのか。</p>	<p>設計については、さく井工事の積算基準があり、それに基づいて積算をしているため、予定価格が不当に高かったというわけではない。</p> <p>予定価格と落札額の差については、さく井工事自体が市内ではあまり発注されない工事であり、落札業者は地元業者であるため、利益を薄くしてでも工事を受注して実績を残したいという思いがあったため、低い落札率となった様子。</p>
質問2	<p>落札業者はどこで工事費を抑えていたのか。</p>	<p>落札業者は地元業者であるため、利益を薄くしてでも工事を受注して実績を残したいという思いから、会社の利益や役員報酬等に該当する一般管理費を特に抑えていた。また、手持ち機材も多く持っているためリース等をする必要が無く、その分の経費も抑えられていた。</p>
審議結果	<p>・適正に処理されていることを確認した。</p>	

抽出事案5 県道鷹岡柚木線配水管布設替工事

	質問	回答
質問1	<p>随意契約とした理由は何か。</p>	<p>工事箇所が重複しており、本来なら合併入札とするところだが、本体工事の発注機関が静岡県富士土木事務所であって、他の発注機関とは合併入札とすることができないため、随意契約とした。</p>
質問2	<p>なぜ随意契約とすることで工期短縮と経費節減になるのか。</p>	<p>本工事は道路工事の施工範囲における水道管の布設替工事であり、それぞれ別の業者が施工した場合、工事の調整等に時間を要することとなる。同一の業者が施工すればその必要がないので、その分の工期短縮ができる。 また、土工や舗装が一度にできるため、経費節減ができる。</p>
質問3	<p>予定価格は随意契約を前提として積算されたものか。</p>	<p>予定価格は随意契約を前提として積算されている。</p>
質問4	<p>本体工事は県発注の工事であるのに、なぜ配水管布設替の部分だけ市が負担するのか。</p>	<p>市が管理する上水道なので市が工事を行う。</p>
審議結果	<p>・適正に処理されていることを確認した。</p>	

抽出事案 6 沖田地区 1 3 2 号水路改修工事

	質問	回答
質問 1	<p>辞退が多かった理由は何か。</p>	<p>手持ち工事が多いことによる技術者不足、工期内完成困難等、様々な理由があった。予定価格の問題でないことは確認している。</p>
質問 2	<p>指名業者は規模の小さい業者が多いと思うが、人材確保はうまくいっているか。外国人の労働者の問題も含めて。</p>	<p>若手が入ってこない、企業規模が小さいと新しい人を雇うのが難しいという声を聞いているので、それら課題については富士市建設産業活性化協議会で業者と意見を交わしていきたいと考えている。</p> <p>外国人労働者については、コロナ禍で一旦外国人が引き上げてしまったが、現在は少し回復してきているようだ。</p>
質問 3	<p>この業界は入ってくる人が少ないのか。それとも就労継続が困難なのか。若い人がすぐ辞めてしまうという傾向が強いのか。</p>	<p>肉体労働なので体力的に厳しくて辞めてしまう人もいる。また、昨今はIT系などが人気で、土木建築系に目が向いていないという傾向もある。それらにどう対処していくのかということも含めて富士市建設産業活性化協議会で議論できたらと考えている。</p>
審議結果	<p>・適正に処理されていることを確認した。</p>	